

令和7年度第3回鹿児島海区漁業調整委員会

議事録

1 日程等

(1) 日時

令和7年8月21日（木）午後2時30分から午後4時まで

(2) 場所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業の制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置等を定めることを適當とする旨、答申することを決定

(2) 漁業権の免許及び変更等について（諮問）

→ 原案のとおり漁業権を免許、変更及び条件を変更することを適當とする旨、答申することを決定

(3) くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

(4) まあじに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

(5) 知事許可漁業の制限措置等の見直しについて（報告）

→ 意見なし

令和7年度第3回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和7年8月21日(木) 午後2時30分から

区分	氏名	出欠
漁業者・漁業従事者委員	阿久根金也	○
漁業者・漁業従事者委員	重信雅彦	○
漁業者・漁業従事者委員	野村敬司	○
漁業者・漁業従事者委員	小崎春海	○
漁業者・漁業従事者委員	増本雄二	○
漁業者・漁業従事者委員	大久保光朗	○
漁業者・漁業従事者委員	山下伸吾	×
漁業者・漁業従事者委員	鶴瀬芳昭	×
漁業者・漁業従事者委員	川畠興文	○
学識経験委員	西一樹	○
学識経験委員	篤昭仁	○
学識経験委員	久賀みずほ	×
中立委員	前田祝成	×
中立委員	前田圭子	×
中立委員	久保源一郎	○

(出席者) 10人

(欠席者) 5人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板坂信明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村田圭助
書記（水産振興課漁業調整係水産技師）	竹内唯
水産振興課漁業調整係技術主査	小路口拡輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山神諒平
水産振興課漁業監理係技術主査	保科圭佑
水産振興課漁業監理係水産技師	吉田悠馬

— 令和7年8月21日（木）午後2時30分開会 —

○板坂事務局長

それでは定刻となりましたので、令和7年度第3回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員15名中10名の出席をいただきており、鹿児島海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立します。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。本日はマイク不調のため、マイクなしとなります。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

皆さん、こんにちは。今日は台風が方向転換ということで、足元が悪いですでの、会議終わりましたら皆様、気をつけてお帰りくださるよう、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入る前に議事録署名者について、私から指名することでよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは今回は、大久保委員と川畑委員でよろしくお願ひいたします。それは早速議事に入ります。

【議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○阿久根議長

議題1は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（山神水産技師）

水産振興課の山神です。議題1について御説明いたします。座って説明をさせていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。本議題は諮問事項ですので、まずは諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第 418 号
令和 7 年 8 月 21 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2 ページをお開きください。今回公示をするのは稚うなぎ漁業に関する制限措置等です。

当該漁業につきましては、うなぎ養殖用の種苗となる稚うなぎ採捕を目的とした漁業です。制限措置については資料に示しているとおりです。
操業区域は 5 ページ以降に別途、示しておりますので、後程、御確認をお願いします。

漁業時期については、例年同様、12 月から 3 月のうち資源管理措置として、操業日数を 90 日間に短縮しております。

許可または起業の認可をすべき者の数は合計 1,220 名で、うち 8 名がふくろ網を使用となっております。昨年度は制限措置の許可すべき者の数を 1,230 名で公示し、実際の許可数は 1,215 名、うち 8 名がふくろ網使用であり、昨年度と同程度で許可を行って問題ないと考えております。

4 ページの下段を御覧ください。許可の有効期間については、令和 4 年に承認いただいたとおり、今回公示する漁業時期とします。

資料に許可の有効期間の終期を令和 7 年 3 月 29 日と記載しておりますが、正しくは令和 8 年 3 月 29 日までの許可となります。お手数ですが、お手元の資料の修正をお願いします。

申請すべき期間は令和 7 年 9 月 16 日から 10 月 17 日までとします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○阿久根議長

ただいま議題 1 の説明が終わりましたが、委員の皆様から御意見、御質問等ご

ざいませんか。

今年の稚うなぎの採捕はすごく良かったみたいですが、計画に対して、どうだったんですか。

○事務局（山神水産技師）

稚うなぎは、もじやこのように何尾獲るという計画ではなくて、国全体で 21.7t という池入れ量で管理をしているところです。

昨年は 21.7t というところまではいかなかつたんですが、本県では約 2.5t 採捕があり、採捕量の多い 1 年ではありました。

○阿久根議長

他に、皆様から何かございませんか。

○小崎委員

県の採捕枠はいくらですか。

○事務局（山神水産技師）

日本全体として 21.7t という池入れ量があるので、鹿児島県で何 t というものではありません。

○阿久根議長

摘要事項とかありましたか。

○事務局（山神水産技師）

昨年は、特段なかつたと認識しています。

○阿久根議長

私からですが、現在、闇買いや闇売りが厳しく罰則されたにもかかわらず、私の居住する南さつま市では、まだ闇売り買いをしている人がいるなど、地元ではいろいろな話があるようです。この場で審議することではございませんが、1,000 万を超えるような採捕をされた方もいるようです。それが数字に反映されてないようですし、別件ではございますが、所得の修正をしてないというのがありますので、そういうのも含めて厳密にしていただきたい。

それでは、委員の皆様方から何もないようですので、議題 1 については原案のとおり答申することとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題2 漁業権の免許及び変更等について（諮問）】

○阿久根議長

議題2は「漁業権の免許及び変更等について」です。これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（小路口技術主査）

漁業調整係の小路口です。座って説明させていただきます。資料2を御覧ください。開いていただきまして、本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文)

水振第377号
令和7年8月21日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長様

鹿児島県知事

漁業権の免許及び変更等について（諮問）

令和7年5月30日付で鹿児島海区漁場計画の一部を変更し、免許の内容たるべき事項等を公示したところ、別紙のとおり、漁業権の免許及び変更の申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条及び第86条第2項並びに第76条第3項で準用する第70条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、漁業権の条件について別紙のとおり変更したいので、併せて、貴委員会の意見を求めるます。

本議題は、5月20日に開催された委員会において、海区漁場計画の変更について諮問させていただきましたが、本日は漁業権の免許又は変更、条件の変更に

についての諮問となります。概要資料で御説明します。3ページを御覧ください。

まず、1漁業権の免許及び変更の申請について、海区漁場計画に従いまして3件ございました。まず、漁業権の免許について、鹿特区魚第105号、106号について、ねじめ漁協からの申請となります。免許の内容は6ページ、漁業権連絡図は11ページにありますので御確認ください。

次に、鹿特区み第1号、みりん養殖についてです。東町漁協からの申請となります。免許の内容は7ページ、漁業権連絡図は10ページにありますので御確認ください。

最後に漁業権の変更について、赤潮避難漁場における漁業時期の変更です。東町漁協からの申請となります。免許の内容は5ページ、漁業権連絡図は10ページにありますので御確認ください。

続きまして、2免許の要件についてです。申請のありました東町漁協、ねじめ漁協いずれも（1）免許の適格性、（2）総会での決議状況とともに、記載のとおり、法定の要件を満たしております。

次に、3条件の変更についてです。今回の漁業権の免許及び変更に伴い、魚類養殖のいけす台数の調整のために、他の漁場の条件を変更いたします。

まず、（1）第3号から第7号についてです。赤潮避難漁場における漁業時期が周年化しますので、他の漁場の条件を変更します。まず、第3号では、いけす台数を「10台（ただし、4月から12月の間は4台）」のところ、周年4台にいたします。第4号と今回変更した第5号から第7号を併せて377台とし、いけす台数は全体として変わらないようにし、柔軟に避難ができるように条件を付すこととします。

続いて、（2）第95号から第97号です。こちらについては、係留施設の更新は複数年に跨がって実施しており、今年度から工事が始まっております。工事完了次第、順次新漁場にいけすを移していく、既存漁場は撤去となりますので、いけす台数は全体として変わらないようにし、まず、第95号を今回免許する第105号と合わせて20台とします。次に、第96号と第97号を今回免許する第106号と合わせて132台とします。

最後に、4今後のスケジュールについてですが、本日原案のとおり承認いただけましたら、10月1日に漁業権の免許又は変更、申請のあった漁業権行使規則を認可し、その他漁場の条件変更に係る指令書を発出し、漁業権の行使開始となります。

説明は以上です。12、13ページは参考として根拠となる法律を添付しておりますので、お目通しください。

○阿久根議長

ただいま、県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

○篤委員

ねじめ漁協の第 105, 106 号は新設で、それまであった第 95, 96, 97 号はそのまま残った形になるんですか。

○事務局（小路口技術主査）

漁場としては重なっております。11 ページを御覧いただければ漁場の配置が地図として載せていますけれども、105 号と 106 号を順次更新をしていき、95 号と 96 号は撤去をします。なので、漁場としては、漁業権上は、96 号も 95 号残るんですけども、実際は、105 号を作つて 95 号のいけすを移す、95 号を撤去して 106 号の係留施設を作るというような、複数年かけての工事になります。

令和 10 年に一斉切換がありますので、そのタイミングでこの余分になった 95, 96 号は消してしまって、令和 10 年からは綺麗に整える予定です。

○篤委員

一斉切替までの過渡期、転換期という認識ですね。

○事務局（小路口技術主査）

そうです。

○阿久根議長

他に御意見、御質問等ございませんか。

ないですね。特に御意見もないようですので、議題 2 の「漁業権の免許及び変更等について」は、原案のとおり定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

では、そのように答申することに決定いたします。

【議題 3 くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

○阿久根議長

続きまして、議題3は「くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」です。これは報告事項です。県執行部から説明をお願いします。

○事務局（吉田水産技師）

水産振興課の吉田です。当方から本議題について説明をさせていただきます。座って報告させていただきます。お手元に資料3を御用意ください。

まず概要でございます。今回は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを期間とする令和7管理年度において、国からの追加配分を受けて、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分いたしましたので、その報告となります。

管理区分への配分ルールとしては、おおむね1割を本県留保とし、残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、前述の配分基準に準じて当該増加量を配分します。今管理年度につきましては、令和5管理年度の漁獲実績を元に管理区分ごとに配分しております。

2の配分結果を御覧ください。まず、小型魚についてです。小型魚の配分比率は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が74:26となっています。小型魚は12.3tの追加となり、定置漁業へ8.4t、その他くろまぐろ漁業へ2.9tの追加となりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業上半期が14.4tになり、下半期を合わせると定置漁業全体は35.9t、その他くろまぐろ漁業上半期が4.9tになり、下半期を合わせるとその他漁業全体は12.6t、県留保枠5.1tを合わせると小型魚全体で53.6tとなりました。

続いて大型魚です。大型魚の配分比率は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が61:39となっています。大型魚は5.1tの追加となり、定置漁業へ2.8t、その他くろまぐろ漁業へ1.8tの追加となりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業が19.8t、その他くろまぐろ漁業が12.6tで、県留保枠3.5tを合わせて合計で35.9tとなりました。

今回の変更については、6月10日付けの県公報により告示済みです。

なお、小型魚における上半期のすべての漁業は4月19日より採捕停止となっていたところですが、今回の変更に伴い6月13日より採捕停止命令は解除されております。

以上で説明を終わります。

○阿久根議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

○重信委員

参考までに、今、小型魚の枠はあとどれくらい残っていますか。

○事務局（吉田水産技師）

小型魚の枠の残量ということで、今、小型魚は上半期と下半期が分かれています。上半期は9月末までですが、定置漁業の枠が14.4tに対して、漁獲量が5.9t。残量が8.5tという状況です。消化率にすると41.2%となっております。

その他漁業についてですが、枠が4.9tに対して、漁獲量が2.7t。残量が2.2tという状況です。消化率としては55.3%となっております。

○重信委員

余ったのは下半期に繰越はできるんですよね。

○事務局（吉田水産技師）

下半期に自動的に繰り越されます。

○阿久根議長

他に委員の皆様方から御意見ございませんか。特にないようですので、議題3については、以上とさせていただきます。

【議題4 まあじに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

○阿久根議長

続きまして議題4は「まあじに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」です。これも報告事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（保科技術主査）

水産振興課の保科です。資料4に基づき説明いたします。

まず変更した理由ですが、数量明示関係者の合意に基づく国からの追加配分があり、変更を行う次第です。

今回、500t 追加配分をいただき、変更前が 4,900t となっており、合計 5,400 トンとなりました。

県内の配分方法は、当初配分比率である旋網 73.5%，その他漁業 26.5%で按分し、変更案にあるとおり、旋網漁業は 3,200t から 3,500t に、その他漁業は現行水準ですが、1,200t から 1,300t に、県留保枠は 500t から 600t になり、合計 5,400t となりました。

最後に対応状況ですが、7月 29 日付けの県公報にて公表済みとなっています。
以上で報告を終わります。

○阿久根議長

ただいま説明が終わりましたが、委員の皆様方から御意見、御質問ございますか。

○野村委員

現在の消化率はどのくらいですか。

○事務局（保科技術主査）

消化率ですが、県全体でいうと概ね 3 割ほどの消化率となっております。量でいうと、おおよそ 1,700 t 獲れているような状況ですが、昨年度から比べると 2 ヶ月ほど漁が遅れているといいますか、昨年の 6 月ごろの漁獲が現在の 8 月ぐらいの漁獲量になっているような状況です。こちらとしましては秋漁に期待したいなというところです。

○阿久根議長

他に御意見、御質問ございますか。

ないですね。それでは議題 4 も報告事項なので、これで終了いたします。

【議題 5 知事許可漁業の制限措置等の見直しについて（報告）】

○阿久根議長

続きまして、議題 5 は「知事許可漁業の制限措置等の見直しについて」です。これも報告事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（小路口技術主査）

漁業調整係の小路口です。資料 5、A 3 の 1 枚紙を御覧ください。

前回の漁業調整委員会で、途中経過ということで御報告をさせていただきました、知事許可漁業の制限措置等の見直しの要望一覧になっております。

8月上旬までで、すべての要望をされた漁協及び漁業者の方々にヒアリングを実施しまして、追加あるいは内容の整理をさせていただいたところです。本日はその結果の報告です。上から1つずつ御説明をさせていただきたいと思います。

まず、まき網漁業についてです。中型まき網漁業は、まき網漁業の条件の中で、過去設置した大型魚礁付近の操業禁止というルールがございます。一方で、過去に設置した魚礁の中心地が非常に曖昧になっており、どこに魚礁があるのかがわからないのも多いという状況で、ここでの操業禁止区域の見直しを行ってほしいという要望でした。

続いて、小型まき網漁業です。これは鹿児島湾内の漁業です。こちらは現状、2隻まき漁業の許可、2隻で網を巻くスタイルの漁業です。こちらを省力化のために、1隻まきに変更をしたいというものです。こちらは取扱方針の変更が必要なのかどうかも含めて、単純に船を1隻まきの許可に直せばいい可能性もありますが、要望として承っていますのでここの中に記載はしておりますけれども、まずは操業形態を改めて確認をしているところです。

続いて小型機船底びき網漁業です。こちらはカコ鮓とカコ自貝の2種類あります。カコ鮓の方はタカエビを獲る漁業です。鮓島漁協の方から、操業区域の拡大の要望がございました。具体的な箇所は、下鮓の西側の一部です。現在、水深300mラインに操業区域があるんですけども、一部300mの基準から漏れているエリアがありまして、その部分の拡大をさせてほしいという要望となっています。

続いてカコ自貝は月日貝を獲る底びき網漁業です。こちらは制限の見直しというよりは、資源管理のために制限を加えたいという要望です。江口漁協からは、県全体で操業期間や操業時間の規制をすべきではないかという要望でした。川内市漁協からは、各地区で操業区域を設けてはどうかという要望でした。現状は、南薩から北薩までの操業区域となっているところをもう少し細かく分けるべきではないかという要望でした。

続きまして、ごち網漁業です。ごち網漁業は北薩地区と西薩地区に分かれています。東町、北さつま漁協出水支所、黒之浜支所、阿久根本所、川内市漁協は北薩地区ですので、まとめて説明します。まず、現状、1月から3月は禁漁期間となっていますが、これを解除して周年操業ができるようにしてほしいという要望が1つ。また、引き綱の長さの制限がありますので、ここを撤廃ないし延ばしてほしいという要望です。あとは、目合いを9節から10節に変更してほしいであるとか、様々な要望がございました。あと、操業区域も一部拡大をしてほしいという要望もございました。

続いて、吹上浜吾智網漁業者協議会と吹上町漁協は西薩地区です。こちらは8

月から10月までの沖合操業の時間制限の撤廃ということで、許可の条件ではなく、漁業者間申し合わせの中で制限がありますので、時間制限の撤廃という要望がございました。あと、沖合の部分的な操業区域の拡大であったり、久多島という島があってその周辺は操業禁止となっているんですけども、そこの区域を一部操業ができるようにしてほしいという要望がありました。吹上町漁協は操業区域の拡大ではなく、過去に操業区域を拡大したエリアの一部を操業しない代わりに距岸2000mを操業できるようにしてほしいという要望です。

続いて、機船船びき網漁業、いわゆるバッヂ網漁業といわれるものです。まず東町漁協から獅子島沖合の公海海域での操業ということで、これまで海区漁業調整委員会の方に報告、協議をさせていただいている、熊本県と鹿児島県との漁業調整に関する要望になっております。

続いて川内市漁協から、操業区域を川内川より北へ10,000m拡大をしたいということ、現状60馬力というエンジンの規制があるんですけども、これを90馬力に見直してほしいという要望です。

続いて敷網漁業、これはいわしの棒受網漁業とすくい網漁業になります。こちらは操業区域を拡大したいというものです。南薩から以北を操業できるようにしてほしいということです。元々、棒受網漁業もすくい網漁業もいわしを対象とした漁業であるため、許可を統一してほしいということです。また、現状、10t未満という船のトン数の制限があるんですけども、いわし類はすべてTAC魚種になっていますので、総トン数の制限の撤廃をしてほしいという要望もございました。その代わり、キビナゴの保護区を設定するような御意見もありました。

続きまして、刺し網漁業です。刺し網漁業も種類がいくつかあります、まづかじき流網漁業です。江口漁協の方から、甑島西側で操業できるようにしてほしいという要望です。許可上の書きぶりが地元の市町村の沖合という表現なので、現状の許可でも行けないことはないのかなと思っているんですけども、改めて検討する必要があると考えております。

続いて、まだい・いさき流し網漁業です。こちらは川内市漁協、野間池支所からの要望ということで、過去にまだい・いさき流し網漁業の許可の要望がありまして、海区漁業調整委員会でも諮らせていただいた経緯はございますが、今回の要望に合わせて、許可を受けたいという要望があったものです。

続いて、さわら流網漁業です。これは志布志湾の東串良漁協からの要望になります。現状、流網の漁業時期のうち一部禁漁期間が設けられています。しかし、さわらの来遊時期も海洋環境の変化で変わってきておりますので、周年操業できるようにさせてほしいという要望です。

最後に、固定式刺し網漁業、建網漁業です。要望が2つあり、いずれも漁具の制限の見直しをしてほしいというものです。1つ目が北さつま漁協阿久根本所

から、全長500m網丈5m以内にしないといけないという条件があるんですけども、これを解除してほしいということです。

串木野市漁協からは、目合いを5寸から制限を撤廃してほしいというもので

す。
今回、3月から要望調査を行い、5月末までに要望書の提出がありました。その後、8月上旬までかけて各漁協を回りまして、ヒアリングを行った要望の結果となります。

本日は資料5をお配りしているんですけども、今後の流れとしましては、次回の海区漁業調整委員会の方に、今後この出てきた要望をどのように対応するのかという協議をさせていただきたいと考えております。次回の海区漁業調整委員会は、10月下旬から11月頃を予定していますけれども、その期間に要望への対応に関して、我々の方で素案を作成したいと思っております。その素案をもとに、委員の皆様に御審議をいただければと考えております。

次回の協議で皆様から御意見をいただくのかなと考えておりますので、本日の資料に関しましては、前回同様、回収させていただきたいと思います。説明は以上です。

(暫時休憩。)

○阿久根議長

議題5も報告事項ということで、こういう動きは、今に始まった話ではございません。漁業者がいなくなる、漁業がなくなる、本当に反対ばかりでいいのかという話で、こうなってまいりましたので、県がこういう方針でやっていかないとねということで考えていたわけでございますので、前向きに委員の皆様方よろしくお願ひいたします。

これで、議題はすべて終わりましたが、その他ありますか。

ないですね。それではこれをもちまして今日の委員会を閉じたいと思います。

○板坂事務局長

ありがとうございました。これで第3回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。

— 令和7年8月21日（木）午後4時閉会 —